

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

令和 7 (2025) 年度

設 計 書

物 品 名 GIGAスクール端末等売払い

引 渡 場 所 市内小中学校及びみよし市役所

設 計 金 額
金 円 内消費税及び地方消費税の相当額 円

番号	品名	規格・品番等	数量	単位	単価	金額	摘要
1	GIGAスクール端末等	iPad 第7世代 10.2インチ Wi-Fi 32GB (電源アダプタ、電源ケーブル、キーボード一体ケース、ソフトケース、外付けキーボード、その他周辺機器含む)	5,621	台			見込数量
A	小計(1台あたり)						
※入札書には1台あたりの金額(税抜き)を記載するものとし、Aの金額が予定価格の制限以上で最高価格の者を落札候補者とする。							
	計						
	消費税及び 地方消費税相当額						10%
	合計						

GIGA スクール端末等売払い 仕様書

1 目的

国が提示している使用済み端末の適切な処分方法(令和 5 年 10 月 26 日付「GIGA スクール構想の下で整備された 1 人 1 台端末等の適切な処分(再使用又は再資源化)等について」)に則り、本業務において、本市が GIGA スクール構想の下で令和 2 年度に整備したタブレット端末(iPad)(以下、「端末」という。)を適切に処分することを目的に売払いを実施する。

2 業務内容

- (1) 買受人は、みよし市内小中学校で使用していた端末等を回収し、小型家電リサイクル法又は資源有効利用促進法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下、「廃棄物処理法」という。))の広域認定制度によるもの。)において認定を受けた買受人の再資源化事業計画に従い、回収した端末等を再使用・再資源化する。
- (2) 端末に含まれるデータの消去を、「6 引渡し後の処分方法」に定める方法で確実に実行し、端末毎にデータ消去完了証明書を発行する。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和 8 (2026) 年 3 月 31 日まで
なお、支払期限は令和 8 (2026) 年 5 月 18 日までとする。

4 売払物品

- (1) 端末(第 7 世代 iPad10.2 インチ iPad Wi-Fi 32GB)
- (2) 端末の付属品(電源アダプタ、電源ケーブル、キーボード一体ケース、ソフトケース、外付けキーボード、その他周辺機器)

5 予定数量・引渡し場所等

別紙 1 に記載の内容による。

6 引渡しの方法等

- (1) 契約締結後、売出人及び買受人が引渡方法(物品の引渡し日時・拠点・数量等)等を事前に協議すること。
- (2) 買受人は引渡方法等の協議に基づき、車両等を手配すること。売払物品の搬送については、買受人の責任で行い、搬送等に係る費用(保険等含む。)についても買受人が負担すること。各拠点から搬送後に発生した事故等について、本市は一切の責任を負わないものとする。

- (3) 買受人は引渡方法等の協議に基づき、梱包材の手配をすること。各拠点に契約締結後速やかに梱包材の納品を完了すること。
- (4) 買受人は、回収した端末が到着した時点の台数・状態を正として数量を確定する。ただし、売払人は、回収前に ASM の解除(MDM はクラウド上のみ解除)を実施する予定であるが、回収後に解除が実施されていない端末が発見された場合、買受人は売払人に連絡し、対応を協議すること。
- (5) 買受人は、売払人が梱包した端末を別紙 1「予定数量・引渡場所」記載の市内 13 か所の拠点で回収すること。なお、各拠点における引渡し場所は契約締結後に売払人、買受人及び各校とで調整して決定する。

7 引渡し後の処分方法

買受人は、引渡しを受けた端末について、以下を満たす方法により処分を実施すること。

- (1) 小型家電リサイクル法を遵守し、買受人が関係省庁に提出した認定計画書等に準拠した方法で処分(再使用・再資源化)を実施すること。
- (2) 端末が情報機器である性質を踏まえ、盗難や情報漏洩等が発生しないように、作業場所の全体を監視可能な複数の防犯カメラの設置、作業者の不正防止策(記憶媒体等の持ち込み・持ち出し等を防止する方法、入退室のログ管理・保管、専用制服の着用等)の実施、異常を検知する警備システムの導入等、万全なセキュリティの確保・不正防止に必要な処置を講ずること。
- (3) 処分(再使用・再資源化)にあたっては、文部科学省の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和 7 年 3 月)」で推奨されている方法に基づいたデータ消去を行うこと。具体的な方法として、作業ログの取得が可能な専用ソフトを用いた上書き消去方式・ブロック消去方式・暗号化消去方式等で確実に消去を行うこと、故障等により上書き消去方式等によるデータ消去が不可能な端末は、データの復元が不可能といわれる状態まで記憶媒体を物理的に破壊(2 mmを目安に粉碎処理をすること)する等、当該データの重要性分類に応じた消去方法を用いること。なお、データ消去ソフトでの消去や磁気での消去、ハンマーやドリルで穴を開ける等の HDD 用のデータ消去方法ではデータが残存している可能性があるため、データ消去方法としては認めない。また、破壊による消去方法を実施した場合は破壊装置及び破壊後の写真データ(1 台分)を提出すること。
- (4) データ消去の品質確保のため、データ消去については以下のいずれかの条件を満たすこと。
 - ア ADEC(データ適正消去実行証明協議会)の消去プロセス認定を受けていること。これを証明する書類(認定証の写し等)を提出すること。
 - イ NIST SP800-88 Rev. 1 に準拠した消去方式を採用し、第三者機関による消去証明書を発行できる体制を有すること。これを証明する書類(ISO 認証書、使用ソフト

ウェアの認証情報等)を提出すること。

- (5) データ消去完了後は、端末毎の個体番号・消去方法・消去完了日時・作業者名等が記載されたデータ消去完了証明書を発行し、売払人が端末毎にデータ消去作業の完了を確認できるようにすること。また、買受人はデータ消去完了証明書に記載された内容を売払人の求めに応じて開示できるように業務完了の日から5年間保管すること。必要に応じて、売払人及び買受人の双方で確認できる状態としておくこと。
- (6) 売払物品を再使用する場合は、売払人が所有・占有していたことを示すシール等は全て削除し、削除前後の状態が確認できる写真データ(1台分)を提出すること。

8 業務完了の確認

売払人は買受人より提出を受けたデータ消去完了証明書及び報告書(様式1)の記載内容の確認をもって各端末のデータ消去作業が完了されたものとみなす。

9 提出書類等の時期

※原則、電子メールに添付してPDF等電子データにて提出

- (1) 売払物品引渡前(令和8(2026)年1月15日予定)までに提出

- ア 業務従事者への個人情報保護に関する研修計画書及び実施報告書(任意様式)
- イ ADECの消去プロセス認定の認定証の写しまたは消去証明書発行体制を証明する書類(ISO認証書、使用ソフトウェアの認証情報等)

- (2) 業務完了時(令和8(2026)年3月31日まで)に提出

※下記については、紙及び電子メールに添付してPDF等電子データにて提出

- ア 報告書(様式1)※必要項目を満たしていれば任意様式でも可
- イ データ消去完了証明書/1台ずつ
- ウ 破壊装置及び破壊前後の写真データ(故障等により物理破壊を行った場合)
- エ シール等削除前後の写真データ

10 支払条件

- (1) 議決後(令和7(2025)年12月24日予定)に売払人が発行する納入通知書により、落札金額に引渡予定数量を乗じた額に消費税相当額を加算した額の10%の額(1円未満切り捨て)を契約保証金として収めること。なお、契約締結は契約保証金の納入確認後行う。
- (2) 売払金額の確定は、落札額に買受人に引き渡した「4 売払物品 (1) 端末(第7世代 iPad10.2 インチ iPadWi-Fi32GB)」の数量を乗じた額とする。なお、付属品等の数量が買受人に引き渡した「4 売払物品 (1) 端末(第7世代 iPad10.2 インチ iPadWi-Fi32GB)」の数量より不足している場合や故障に関しても、代金の減額は行わない。

(3) 履行確認

買受人は令和 8 (2026) 年 3 月 31 日までに必要な書類を提出し、売払人の担当者が、「8 業務完了の確認」を実施し、履行の確認を行う。

(4) 契約金額に確定数量を乗じた額から契約保証金を差し引いた金額を令和 8 (2026) 年 5 月 18 日までに支払うこと。

11 協議事項

売払人との連絡を密にして業務にあたること。一連の各対応については、仕様を満たしているか、作業実施前に売払人と確認を行うこと。なお、本仕様書に定めのない事項については、売払人と協議しその指示に従うこと。

12 留意事項

- (1) 予定数量は変動する可能性がある。引渡数量は売払人及び買受人で協議の上で最終確定する。
- (2) 買受人の作業開始後であっても、仕様を満たせないことが判明した場合、売払人は契約を解除することができる。その場合の補償等は一切行わない。
- (3) 買受人は所有権が移転した後、当該端末等に種類及び品質に関して本契約の内容に適合しない状態があることが判明しても、代金の減額、損害賠償の請求や契約を破棄することはできない。
- (4) 本契約の実施に伴い第三者に与えた損害は、売払人の責に帰すべきものを除き、買受人の責任において処理すること。

(別紙 1) 予定数量・引渡場所

拠点	学校名	住所(みよし市)	引渡 予定数量 iPad／台	付属品
1	中部小学校	三好町宮ノ越 31 番地	484	電源アダプタ、電源ケーブル、キーボード一体ケース、ソフトケース、外付けキーボード、その他周辺機器 ※付属品については、端末全台分ではない。
2	北部小学校	根浦町三丁目 9 番地 47	648	
3	南部小学校	明知町上細口 27 番地	299	
4	天王小学校	三好町天王 51 番地 75	715	
5	三吉小学校	三好町半野木 1 番地 27	409	
6	三好丘小学校	三好丘七丁目 1 番地	451	
7	緑丘小学校	三好丘緑一丁目 1 番地 1	383	
8	黒笹小学校	黒笹いずみ三丁目 26 番地 1	398	
9	三好中学校	三好町宮ノ越 42 番地	517	
10	北中学校	三好丘桜一丁目 1 番地 1	533	
11	南中学校	打越町三百目 3 番地	382	
12	三好丘中学校	三好丘二丁目 14 番地 10	385	
13	みよし市 学校教育課	三好町小坂 50 番地	17	
	合計		5621	

なお、予定数量は今後変更の可能性があるため、回収後の数量が異なる場合は、買受人の拠点で確認できた実数を正として扱うものとする。

様式1

報告書

会社名
提出者名

1 引渡数量/台

2 データ消去実施方法

(1) 再使用分

方法：

数量：

(2) 再資源化分

方法：

数量：

3 処理施設情報

施設名：

所在地：

4 データ消去完了証明書発行部数/枚

5 業務完了日

令和 年 月 日

6 添付資料

写真等本報告書に添付する提出書類の一覧

-
-
-